## ① ○○○○株式会社 の消防計画

防火対象物住所:今治市○○町○丁目○番地○



#### 第1 目的及びその適用範囲等

#### 1 目 的

この計画は、②消防法第8条第1項に基づき、① ○○○株式会社 の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

## 2 適用範囲

- (1) 本計画に定めた事項等については次の部分及び者に適用する。
  - ア 当該管理権原の及ぶ範囲は① ○○○○株式会社 部分とする。
  - イ ① ○○○○株式会社 に勤務し、出入りするすべての者
  - ウその他

(2)	その他		自動火災報知設備等が
			火災を感知したとき、
			警備会社等がかけつけ
			るかどうか?

- 3 防火管理業務の一部委託について〔 該当・非該当 〕
  - (1) 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者・防火管理者・自衛消防隊長等の指示・指揮命令の下に適正に業務を実施する。

- (2) 委託者への報告
  - 受託者は、受託した防火管理業務について定期に防火管理者に報告する。
- (3) 防火管理業務の委託状況
  - 別表9「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

## 第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

## 1 管理権原者

- (1) 管理権原者は、① ○○○○株式会社 の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

## 2 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成・変更(工事の際を含む。)
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督 次の項目を実施し、不備・欠陥箇所がある場合は

自分たちの建物に該当する事を入力 してください。

促進を図る。

ア	建物	内装、構造など
イ	防火設備	防火戸、防火シャッターなど
ウ	避難施設	階段、避難器具など
工	電気設備	変電設備、発電設備など
オ	危険物等	危険物に該当する物品などあれば
力	火気を使用する	る設備器具(以下「火気設備器具」という。)
丰	消防用設備等。	・特殊消防用設備等

- (4) 防火対象物点検の立会い
- (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備及び立会い
- (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理

(9)	③ 職員・従業員等 に対する防災教育の実施
(10)	防火管理業務従事者(火元責任者等)に対する指導、監督
(11)	管理権原者への提案や報告
(12)	放火防止対策の推進
(13)	その他

## 第3 消防機関との連絡等

## 1 消防機関へ報告、連絡する事項

種別	届出等の時期	届出者等
(1) 防火管理者選任 (解任) 届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任 したとき	管理権原者
(2) 消防計画作成(変更)届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したときア 管理権原者又は防火管理者の変更イ 自衛消防の組織の大幅な変更ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更エ 防火 特定防火対象物は1年に変更 1回。非特定防火対象物	防火管理者
(3) 訓練実施の通報	自衛消 は3年に1回。	防火管理者
(4) 消防用設備等・特 殊消防用設備等点検 結果報告	に1回(総合点検終了後の消防用 設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書)	防火管理者 の確認を受 けた後に報 告する。
(5) 防火対象物定期点 検結果報告 (6) で 他	1年に1回 基準日 年 月 日	管理権原者

# 2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画ととも に取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

# 第4 火災予防上の点検・検査

日常の火	災予防	
(1)	点検を行う人	が行う日常の任務は、別表1
「日常のク	<b>火災予防の担当者と日常の注意事項</b> 」	」のとおりとする。
(2) 別表 1 (	は <u>全従業員等</u> に配付し、さらに防火	対象物内等の見やすい場所に掲示する。
(3) その他		
2 自主的に	行う検査・点検	
(1) 火災予	防上の自主検査	
自主検査	査は、日常的に行う検査と定期的に行	行う検査に分けて行う。
ア 日常的	的に行う検査は、	
別表 2	『自主検査チェック表(日常)「火気	[関係]』及び
別表 3	『自主検査チェック表(日常)「閉鎖	- 領障害等」』に基づき、
4		がチェックする。 がチェックする。
	火気関係」のチェックは	
( <sub>1</sub> ) [ [		ー 行う。
<b>(4)</b>		がチェックする。
ウ その何		_ ,
, , ,	_	
(2) 消防用詞	設備等・特殊消防用設備等の自主点	検
消防用記	設備等・特殊消防用設備等の法定点	倹のほかに、自主点検を実施する。
アー自主点	点検は、別表5「消防用設備等・特別	殊消防用設備等自主点検チェック表」に基づ
き、	がチェック <sup>-</sup>	する。
イ 実施品		レオス

3	防火対象物点検及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検
(1	) 防火対象物点検は、 <u>点検業者などの名前</u> _が行う。
(2	2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検は <u>点検業者などの名前</u>
	が別表6により行う。
(3	3) 防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち
	会わなければならない。
(4	l) 防火対象物点検は基準日である月日のおおむね前後1ヶ月以内に行い、その
	後約1ヶ月を目途に報告するものとする。
(5	ら その他
4	報告等 
(1	
	ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。
(2	》 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し 改修しなければならない。
(3	別 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、 管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。
5	その他

#### 第5 厳守事項

## 1 従業員等が守るべき事項

- (1) 全従業員等 は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。
  - ア
    廊下、階段、通路等には物品を置かない。
  - イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉(熱・煙等により自動的に閉まる扉を含 す。)を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。
  - ウ 上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。
  - エ その他

#### (2) 火気管理等

- ア 喫煙管理について常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、終業時等に全員 が吸殻の点検を行う。
- イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
- ウ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- エ 火気設備器具は指定された場所で使用する。
- オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。
- カ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
- キ その他

#### (3) ガス機器の使用について

- アガス機器を使うときは、必ず換気(給気と排気)をする。
- イ ガス機器や換気設備はきれいに清掃し、定期的に点検をする。
- ウ CO(一酸化炭素)警報器を設置している場合は、定期的に点検をする。
- エ その他

## (4) 防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

- ア 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき
- イ 各種火気設備器具を新設又は増設するとき
- ウ 危険物等を使用するとき
- エ その他

1	5)	-	ĿH	11	防	ıL	护	- 生
(	$^{\circ}$		カメ	バ	תנו	11	Χ'n	本

- ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- ウ 建物内外の整理整頓を行う。
- エ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。
- オ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。
- カ その他

#### 2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

#### (2) 工事中の安全対策の樹立

ア 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。

また、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し必要に応じて消防計画の変更届出を行う。

- (7) 増築等で建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

#### イ 工事人等の遵守事項

防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

- (7) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
- (4) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (†) 工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管 理者に報告させること。
- (I) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (オ) 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。
- (カ) その他

(3)	<b>火気の使用制限</b>
	防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。
ア	喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
イ	火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
ウ	危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定
工	工事等の火気使用の禁止又は制限
才	その他必要と認められる事項
_	
(4)	その他
ア_	<u>防火設備等(防火戸、防火シャッターなど)</u> の閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに
业	公ず明示する。
イ	避難経路図を作成し、 <u>事務所、出入口など(ホテルなどは全宿泊室)</u> に掲出
す	ける。
ウ	その他
_	
_	

#### 第6 自衛消防組織等

#### 1 組織の編成

自衛消防の組織の編成(地震速報・警報等が発せられた場合の組織を含む。)は、別表7のとおりとし、この別表は、<u>事務所、休憩所など</u>の見やすいところに掲示する。

#### 2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

- (1) 通報•連絡
  - ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報、 するとともに、周囲の者に連絡する。
  - イ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。
  - ウ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火 管理者へ連絡する。

I,	その他			
_				
_				
_				
_				
_				
_				
_				
_				

## (2) 初期消火

- ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。
- イ 初期消火担当は、近くにある消火器具や水バケツ等を用いて消火する。
- ウ 火炎が天井に達した際は、出火室の扉を閉めて、避難する。
- エ 屋内消火栓を使用し消火する。

### (3) 避難誘導

- ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
- イ 出火階及びその上階の在館者を階段室などの区画されている避難可能な場所へ優先的 に一時避難させる。
- ウ 他の階の在館者を順次避難させる。
- エ 落ち着いて行動するよう誘導する。
- オ 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。
- カ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
- キ その他

#### (4) 安全防護

ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

イ その他

#### (5) 応急救護

ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速や かに運ぶことができるようにする。

- イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。
- ウ その他

#### (6) 救出、救護

応急救護担当は、地震時において前(5)の任務のほか、次の活動を行う。

- ア 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。
- イ 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる 場合は、救出作業が容易な人を優先する。
- ウその他

## 3 自衛消防隊の活動範囲

- (1) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。
- (2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防 用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。
- (3) その他

#### 4 その他

## 第7 休日、夜間の防火管理体制

## 1 休日、夜間に在館者がいる場合

(1) 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

(2) 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初 動措置を行う。

#### ア 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

#### イ 初期消火

全員が協力して、人員及び消防用設備・特殊消防用設備等を有効に活用し適切な初期 消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

#### ウ避難誘導

工事、点検等のため入館者がある場合は、人員及び消防用設備・特殊消防用設備等を 使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

## エ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

オーその他

#### 2 休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は、<u>警備会社、近隣住民、公共機関など</u>からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

	地震対策(南海トラフ地震防災規程作成 程に関することについては別に定める。		ラフ地震防災
1 日7	常の地震対策		
(1) ±	地震対策を実施する責任者は、	とする。	
(2) ±	地震時の災害を予防するため、次の事項を	実施する。	
ア	ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置	を行う。	
1	窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告	塔等の落下防止措置を行う。	
ウ	火気設備器具等からの出火防止措置を行	う。	
工	危険物等の流出、漏えい防止措置を行う	0	
オ	その他		
(3) 3	地震時の非常用物品等を確保し、有事に	備えるとともに、定期に点検	整備を実施す
	。 備蓄品目	備蓄場所	
			-
			_
2 地	震後の安全措置		
(1) ±	地震発生直後は、身の安全を守ることを第	一とする。	
(2) Ł	出火防止		
ア	火気設備器具の直近にいる従業員は、元	栓・器具栓を閉止又は電源遮断	を行い各火元
Ī	責任者はその状況を確認する。		
イ	その他		
_			
(3) F	出火状況の確認、けが人の発生状況を確認	する。	
	地震動終了後、防火担当責任者等は、二役 器具及び危険物施設等について点検・検査		
置	を行う。		
(5)	各設備器具は、安全を確認した後、使用す	·\$.	
(6)	その他		

2	HH	重	吽	$\boldsymbol{\sigma}$	活動
J	쁘	辰	ᄪ	כט	/白 男儿

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

(1) 情報収集等

通報連絡担当は、次のことを行う。

- アーテレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。
- イ 混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいるお客等に知らせる。
- ウその他

#### (2) 救出、救護

ア 救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して 実施する。

イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を 要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

ウ	その他			
_				
_				

#### (3) 避難誘導等

ア 各避難誘導担当は、お客等の混乱防止に努め、次のことを行う。

- (7) 在館者等を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの 転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (4) 在館者等を避難所・避難場所に誘導するときは、

避難所・避難場所 (\_\_\_\_\_\_\_) までの順路、道路状況、 地域の被害状況について、説明する。

- (†) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
- (エ) 避難誘導は、在館者等の先頭と最後尾に従業員を配置して行う。
- (オ) 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。
- (カ) その他

イ 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除 去を行う。

ウその他

4	その他
_	
_	
_	
-	
_	
-	
_	
_	
_	
_	
_	
5	地震速報・警報等が発せられた場合の対応措置
	<b>地震速報・警報等</b> が発せられた場合、自衛消防隊は別表7に定める任務を行う。
(	(1) <b>地震速報・警報等</b> が発せられた場合における営業方針
(	② 関係者・お客等に対する地震速報・警報等が発せられた場合の情報の伝達方法
	ア 観客等に対する情報の伝達に先立ち、
	まず全従業員へは電話等で伝達する。
	イ 観客等に対する情報の伝達時間は、各階の避難誘導担当の配置完了後とする。
(	③) 地震による被害の防止措置
	ア 地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用を中止し、や
	むを得ず使用する場合は、最小限とする。
	イー被害防止措置の内容
	(7) 窓ガラス等の破損、散乱防止措置
	(イ) 照明器具、ロッカー、書棚、OA機器、物品などの転倒・落下防止措置
	(ウ) その他

# 第9 防災教育

## 1 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期・実施者・実施対象者・実施回数は、次表のとおりとする。

			実施者	防火管理者など
対象者	実施時期	実施回数		
正社員 新入社員	<ul><li>○月○月</li><li>採用時</li></ul>	年2回 採用時等		
初八江兵	1X/11 4/1	IV) II of 4		
備考	○印は、対	L 象者に対する実施者を表	示す。	

2	É	衛消防隊員等の育成
	(1)	自衛消防の組織
	を (2)	管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防の組織の整備 図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。
•	(2)	
3	防	災教育の内容及び実施方法
	(1)	防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、概ね次の項目について教育する。
	ア	消防計画について
		(7) ①
		(4) 火災発生時の対応及び地震時の対応について
	イ	その他火災予防上必要な事項
	(2)	防災教育の実施方法
	ア	新入社員等採用時の研修期間中に実施する。
	イ	毎日の朝礼時又は就業時に合わせて実施する。
	ウ	その他
	(3)	その他
	_	
	_	
	_	

#### 第10 訓 練

特定防火対象物

非特定防火対象物

1 訓練の実施時期等

(1) 訓練の実施時期・実施者・実施対 通報:年1回以上

年1回以上 年1回以上

消火、避難:年2回以上 消火、避難、通報

訓練の種別	実 施 時 期	備考
消火訓練	月月	・訓練は下記3により、計画し実施する。
通報訓練	月月	・その他の訓練は、安全防護及び応急救護
避難訓練	月月	訓練を実施する。
その他の訓練	月月	・総合訓練は、大規模地震を想定した訓練
総合訓練	月月	も合わせ実施する。

- (2) 地震速報・警報等が発せられた場合を想定した訓練を上表の訓練実施時期に併せて行う。
- (3) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。
- (4) 訓練の参加者

ア 自衛消防隊員

- イ 従業員、パート、アルバイト(ローテーションを組み全従業員等が体験できるように する。)
- (5) 防火管理者は訓練を実施しようとするとき、あらかじめその旨を消防機関へ通報する。

#### 2 訓練時の安全対策

訓練指導者は防火管理者とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

(1) 訓練実施前

ア	訓練に使用する施設、	資機材及び設備等は、	必ず事前に点検を実施する。

1	その他	

#### (2) 訓練実施時

ア 訓練実施時において、使用資機材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。

イ その他\_\_

(3) 訓練終了後

使用資機材収納時には、手袋・保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させる。

## 3 訓練の実施結果

- (1) 防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに実施結果について検討し、訓練概要等を別表8と準備シートを活用し「消防訓練(計画・実施)通知書」に記録し、以後の訓練に反映させるとともに、今治市消防長に通知書を提出する。
- (2) その他\_\_\_\_\_

## 4 その他

- ・別紙により、<u>建物平面図を添付</u>すること。
- ・建物平面図には、<u>消火器の設置位置</u>及び<u>避難経路</u>を記載 すること。
  - ・<u>南海トラフ地震防災規程が必要な事業所は、必要書類を</u> <u>添付</u>すること。